

教職課程認定申請手続きに係る 留意事項について

● 2016.12.9

平成28年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会資料より抜粋

文部科学省初等中等教育局 教職員課



目次

1. 課程認定制度について
2. 課程認定審査に係る近年の指摘事項と課題

1. 課程認定制度について

1. 教員免許制度

- 教員免許状: 公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

○教育職員免許法(昭和二十四年五月三十一日法律第四百七十七号)

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。
2～4 (略)

「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(平成18年7月11日 中央教育審議会)

5. 教員養成・免許制度の改革の方向

○ 教員免許状は、学校教育法で規定される初等中等教育段階の学校における、いわゆる公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度である。このような性格に鑑みれば、教員免許状の保有者が、一定水準以上の資質能力を身に付けていることを、社会に対して明らかにし、公証していくことは、公教育の円滑な実施を図る観点から、教員免許状に本来的に求められる役割である。

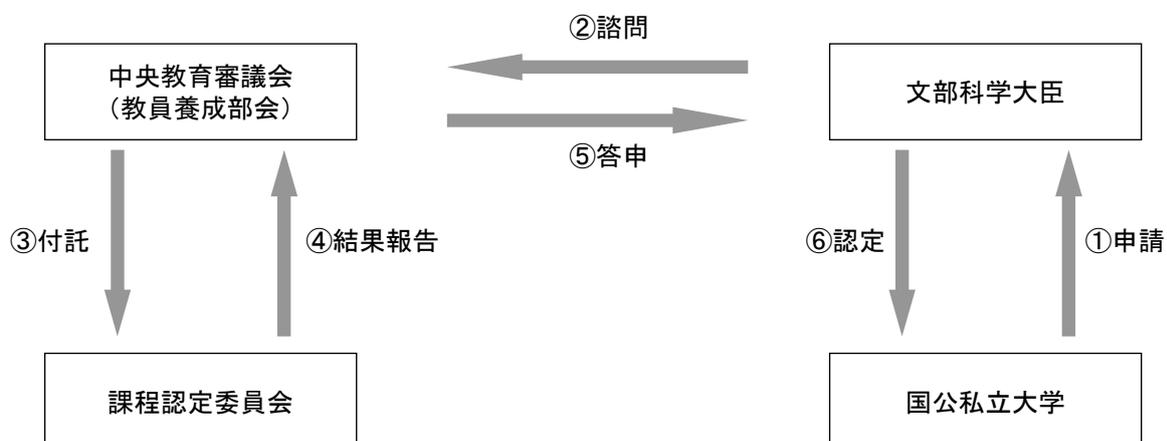
2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
※私塾や資格学校(各種学校など)では教員の養成はできない。
 - ① 大学における養成の原則 (⇔ 師範学校)
 - ② 開放制の原則 (国・公・私のいずれの大学・学部でも教員養成が可能)
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。
(教職課程認定基準1(3))

3. 課程認定制度

(1) 課程認定制度の趣旨

- 開放制の原則の中で、資格制度として、一定程度の質と標準性を担保することを目的とする制度。



(2) 課程認定で確認する観点

■ 審査は、中央教育審議会の答申等の教員養成改革の動向を踏まえつつ、教職課程基準に基づき実施。

- ① 認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程及びその履修方法
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備(図書等を含む。)
- ⑤ 教育実習の実施計画等
- ⑥ 学則

2. 課程認定審査に係る近年の指摘事項 と課題

①教育研究業績書の作成について(1)

- 様式の上限を**3枚まで**に限定。

「担当授業科目に関する研究業績等」では、業績の本数ではなく、担当授業科目に密接に関連する業績に精選して記載すること。

例年、担当授業科目と明らかに関連性のない業績を記載するケースが非常に多い。

- 「担当授業科目に関する研究業績等」は本人の**活字業績**が必要
教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学术论文が求められるものではないが、著書や学术论文がない場合には、大学や教員研究センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の**発表記録や著作等を有することが必要**である。

- 当該業績にかかる本人の役割が、監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供等のみの場合は、**本人の活字業績と見なすことができない**ので、「③教育上の能力に関する研究業績等」へ記載すること。

例年、当該業績にかかる本人の役割を明記しない、または、本人の活字業績と見なせない業績を「④担当授業科目に関する研究業績等」記載するケースが非常に多いため、申請書作成の際は記載内容について十分に確認を行うこと。

①教育研究業績書の作成について(2)

- 共同研究などにより、本人の執筆部分が抽出不可能な場合は、「共同研究のため抽出不可」を記載した上で、当該業績にかかる本人の役割や執筆箇所の内容を具体的に記載すること。(例:本研究においては、〇〇の考案とそのディスカッション、及び□□の部分についての執筆を担当した。 など)

例年、「共同研究により抽出不可」のみを記載し、本人が当該業績のどの部分を担当しているのかが全く判別がつかないケースが非常に多いため、抽出が不可能な場合は具体の内容を詳述すること。

- 「著書・学术论文等の名称」欄に記載する区分は(著書)(学术论文等)(教育実践記録等)(その他)のみであるため、(学会発表)や(報告書)(講演会)などの区分を独自で作成しないこと。

例年、教育研究業績書の記載誤り(担当授業科目と関係のない業績を記載、執筆頁数が明記されていない、本人の活字業績ではない、学会発表のみの業績を④に記載するなど)により、再提出を求めるケースが非常に多く見られます。

教育研究業績書の作成・提出にあたっては、担当教員から提出された内容をそのまま提出するのではなく、要領に沿った記載がされているか、必ず確認を行ってください。

②学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

- 課程認定制度創設時から、学科等の目的・性格と教職課程との関係については、審査の観点として含まれていた。
- 昨今、学科等が多様化してきたことにより、両者の相当関係について、意識的に確認をする必要が生じてきている。
- 中学校等における教育は、国語、数学等の基礎・基本を教えるものであることから、各教科を確実に教授できるための知識・技能を修めることができる専門教科が整えられている学科等において教員養成を行うことが必要。



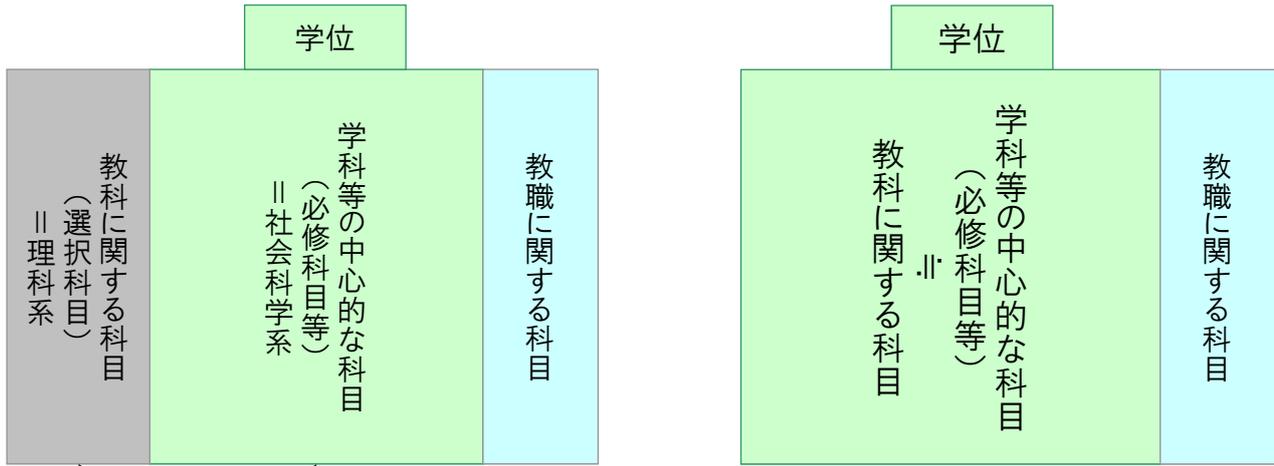
近年、「小免課程に中免(英語など)課程を追加したい」「中・高免課程に2教科目(数学に加えて理科を、など)を追加したい」旨の相談及び申請が増加傾向にあるが、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」をよく理解しないまま申請書を提出するケースが多く見受けられる。平成28年度審査においても、「相当関係」を満たすために教育課程の変更指摘がなされたり、審査により「認定不可」と判断されたケースも生じたため、同一学科等で複数免許種・教科の申請を検討する際は、「相当関係」について十分に確認を行っていただきたい。

(審査に当たっての判断基準の例)

- ◆ 学科等の教育課程において、「教科に関する科目」のほか、**認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。**
- ◆ 卒業要件等において、「教科に関する科目」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ◆ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目内容の間に密接な関連が見られるか。

- 審査に当たっては、客観的な基準を設けることは困難。
- このため、**学位分野・名称**、科目構成、履修方法等から、審議会において総合的に判断することとなる。
- 各大学は、免許教科と学科等に相当関係があることを、学位分野・名称、科目構成、履修方法等に基づき説明をすることが必要。

【イメージ】



「教科に関する科目」として位置づけられている科目を全く履修しないまま学位が取得可能な場合などは、相当関係について慎重に審査をすることとなる。
 ……「免許状は全員が取得するわけではないので、出来れば必修にたくない」……

学位を授与するための科目が、当然に「教科に関する科目」として位置づけられる場合は、相当関係について議論とならないことが多い。

- 全ての「教科に関する科目」について、当該学科のコアとなる科目であるところまでは求めていない(開放制による教員養成の原則)。
- ただし、免許状取得希望者の履修モデルを体系的に編成していることが必要。

【教科に関する科目例(中学校)】

免許教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)

○ 複数免許種の申請に当たっての注意点

- ◆ 複数の免許状のそれぞれと、学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に十分な相当関係が認められること
- ◆ 学科等の教育課程において、複数の免許状に関連する科目が、それぞれの免許状に関連する科目として教育課程に含まれていること
- ◆ 学科等の教育課程において、複数の免許状に関連する科目が、卒業要件等において、相当程度履修することになっていること
- ◆ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されていること
- ◆ 免許状の取得を目的とする学生のための **履修モデルが体系的に編成**されていること

③その他、平成28年度審査における主な指摘内容(1)

① シラバス

- ◆ 15回の授業計画中に「試験」のみの授業回がある(2単位の講義科目の場合、試験を除いて15回を確保する必要がある)
- ◆ 「教育課程の意義及び編成の方法」「各教科の指導法」科目のテキスト・参考書として学習指導要領が指定されていない
- ◆ 「保育内容の指導法」科目のテキスト・参考書として幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が指定されていない
- ◆ 評価方法に「試験」と記載されているのに授業計画に試験の記載がない
- ◆ 評価方法に「出席点」が含まれている(出席による加点・減点は不可)
- ◆ テキスト・参考書が共に「なし」「未定」
- ◆ 教職実践演習の受講者数を、受講者の総人数で記載している(シラバスに記載するのは1クラスあたりの人数)
- ◆ 同一科目において、各クラスで大幅に内容の異なるシラバス(同一科目とは見なせない程度に内容の相異が見られる場合は、別科目として設置すること)
- ◆ 明らかに、他大学のシラバスをコピー&ペーストしたもの
→シラバス内容が適切であっても、高い確率でシラバス内容と研究業績に不整合が生じるため結果的に不可となる。
- ◆ 免許法施行規則第66条の6関係(高度な内容のみを扱う「情報機器の操作」、実技を含まない「体育」、コミュニケーションの内容を含まない「外国語」など)

③その他、平成28年度審査における主な指摘内容(2)

② 科目名称

- ◆ 「道德教育の研究」など、教職に関する科目の必修科目における「研究」という名称→教職に関する科目の趣旨に鑑み、概論的な内容を取り扱うべきであるため、「研究」という名称は不適。(選択的に履修する科目であれば可)
- ◆ 手引きP214の科目名称例から明らかにかけ離れている科目名、及び複数の事項を含んでいることが読み取れない科目名
→シラバス内容と含めるべき事項が離れるほど科目名称も不適切になる

③ 科目内容

- ◆ 施行規則に定める科目区分の内容が授業計画において読み取れない(「情報機器及び教材の活用を含む。」など、カッコ書きの内容についても取り扱っていることが明確になるようにする必要がある。特に、「教職の意義」区分において「服務、研修、身分保障」の内容が不足しているケースが多い)
- ◆ 授業計画において他区分の内容が相当程度含まれており、本来取り扱うべき内容が圧縮されている(概論的内容を扱う「教育課程の意義及び編成の方法」の科目において各教科の指導法や生徒指導、進路指導など個別の指導法についての内容が大半を占めている、など)
- ◆ 明らかに特定区分に偏っている授業科目(模擬授業が大半を占める「各教科の指導法」、カウンセリングの内容が大半を占める「教育相談」など)
- ◆ 科目の趣旨をはき違えた配置(「理科の物理学における統計」を扱う内容の科目を数学の「統計学」区分に配置したり、「〇〇社会学」を公民の「社会学」区分ではなく別教科の科目区分に配置する、など)

◆申請書の提出にあたっては、事務局による確認を前提とするのではなく、学校法人や大学等の責任ある体制の下で、十分な確認作業を行ってください。(様式間での記載内容の不一致、合計単位数の計算間違いなどが非常に多い)

◆申請書提出後は、不測の事態、大学設置審議会からの指摘等以外の、大学の都合による変更は認められませんので、ご留意ください。